

令和 8 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業
磐梯山周辺観光復興プロジェクト事業教育旅行新規層開拓業務委託仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、磐梯山周辺観光推進連絡協議会（以下「委託者」という。）が委託する「令和 8 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業 磐梯山周辺観光復興プロジェクト事業 教育旅行新規層開拓業務」（以下「本業務」という。）について、受託者が遂行すべき業務内容等の必要事項を定めるものである。受託者は、本仕様書に基づき業務を実施するものとする。

2 事業名

令和 8 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業
磐梯山周辺観光復興プロジェクト事業教育旅行新規層開拓業務

3 事業委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで

4 事業の目的

磐梯山周辺地域（北塩原村、磐梯町及び猪苗代町）における広域観光周遊圏の確立を図るとともに、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害を払拭並びに交流人口の拡大による地域活性化を推進することを目的として、3 町村が連携して域内の受入体制の強化及びインバウンドを含む誘客促進に向けた機運醸成に取り組む。

なお、本事業においては、台湾（特に新北市）をメインターゲット、オーストラリアをサブターゲットに設定し、教育旅行を中心とした誘客促進に向けた取組を実施するものとする。

5 委託事業内容

（1）受入態勢整備（ガイド育成）

多言語に対応できる地元ガイド等の育成を目的とした研修ツアー等を実施し、台湾及びオーストラリアからの訪問者に対して、磐梯山周辺の自然、歴史及び文化を深く理解してもらえる多言語化のガイドツアーを提供できる環境を整えること。

なお、研修終了後に地域内において継続的に活動できるガイド人材を 1 名以上育成することを目標とする。

（2）コンテンツ説明会の実施

国外の教育旅行関連事業者やランドオペレーター等を対象に、本地域のコンテンツや観光施設等に関する説明会を 1 回以上実施すること。

なお、説明会は W E B を活用し実施も可とする。

（3）セールスツールの作成

既存のセールスツール等を活用し、本地域の教育旅行コンテンツの魅力を視覚的かつ効果的に発信できるツールを作成すること。

なお、活用する既存ツール及び新たに作成するツールについて、その内容、仕様及び活用方法について提案すること。

(4) プロモーションの実施

ア 招請ツアーの実施

台湾の学校関係者、教育旅行関係事業者及び旅行会社担当者等、本地域への教育旅行誘致に資する者を対象として、5名程度による招請ツアーを1回以上実施すること。

イ セールスコールの実施

多言語対応のセールスツールを活用し、メインターゲットである台湾及びサブターゲットであるオーストラリアの学校並びに教育旅行関係事業者に対し、現地営業拠点を活用したセールス活動を2回以上実施すること。

ウ 商談会や旅行博への参加

国内外で開催される教育旅行関連の商談会等に1回以上参加し、磐梯山周辺地域の教育旅行プログラムを広くPRすること。

なお、参加する商談会等について提案すること。

6 その他（共通事項）

(1) 委託事業の実施に必要となる一切の経費の支払いを行うこと。

(2) 有識者等に係る謝金及び交通費が発生する場合は、見積書に計上すること。

(3) 委託料には、本業務の実施に要する一切の費用を含むものとする。

(4) 事業の実施に当たり作成するポスター、チラシ、パンフレット、ウェブサイト等の成果物には、「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と明記すること。

(5) 各事業終了後、次の事項を記載した実績報告書を提出すること。

なお、事業実施状況が分かる写真を添付すること。

ア 事業の実施内容

イ モニターツアー等を実施した場合の参加者氏名及び国籍

ウ 事業実施による成果及び課題

7 その他の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（別記第1号様式）

イ 総括責任者通知書（別記第2号様式）

ウ 実施工程表（任意様式）

エ 業務実施体制図（任意様式）

(2) 業務完了後速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
- イ 委託業務実績報告書（別記第4号様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ その他、委託者が業務確認のため必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務の遂行に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として配置しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本業務を誠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に必要な打合せを委託者と随時行うとともに、進捗状況等について適宜報告すること。
なお、委託者は、本業務の実施に必要な協力を行うものとする。
- (3) 本業務により作成された成果物の著作権は委託者に帰属するものとし、成果物を構成する写真、イラスト等の素材については、委託者が二次的著作物を作成し利用できるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の内容変更を必要とする場合は、事前に委託者と協議の上、その承認を得ること。
- (5) 本業務の実施に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害その他の紛争が生じた場合は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において処理するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり、業務上知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏えいしないよう十分留意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に一括して委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。なお、仕様書に明示されていない事項であっても、社会通念上当然必要と認められる事項については、本業務に含まれるものとする。